

日行連発第513号
平成30年8月9日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠 田 和 夫
許認可業務部
部長 矢 野 浩 司

「自動車検査証再交付申請者、二輪の小型自動車の検査記録事項等証明書交付請求者等に対する本人確認の取扱いについて」（国自情第40号平成19年11月16日）の一部改正について（周知依頼）

標記について、国土交通省より、周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

当会にて、会員サイトでの周知をいたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知等ご協力くださるようお願いいたします。

【添付】

「自動車検査証再交付申請者、二輪の小型自動車の検査記録事項等証明書交付請求者等に対する本人確認の取扱いについて」（国自情第40号平成19年11月16日）の一部改正について（平成30年7月27日付・国自情第92号の2）

以 上



国自情第92号の2
平成30年7月27日

日本行政書士会連合会会長 殿

国土交通省自動車局自動車情報課長



「自動車検査証再交付申請者、二輪の小型自動車の検査記録事項等証明書交付請求者等に対する本人確認の取扱いについて」（国自情第40号平成19年11月16日）の一部改正について

標記について、別添のとおり各運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知したので、貴職におかれましても了知されるとともに、貴会傘下会員に対しこの旨周知願います。

【別紙改正溶け込み】

1. 確認の実施

① 自動車検査証再交付申請

自動車検査証の再交付にあたっては、申請者又は申請代理人が再交付申請書に記載した氏名及び住所が正しいことを2.の方法により確認の上、交付するものとする。

② 検査記録事項等証明書交付請求

検査記録事項等証明書の交付請求にあたっては、自動車登録検査業務電子情報処理システムを使用して、当該請求に係る二輪の小型自動車の所有者の確認を行うものとし、当該システムに記録されている現在の所有者と請求者の氏名及び住所が一致しないときは、当該証明書を交付しないものとする。

ただし、以下の書面の提出等をもって、請求者が当該自動車の所有者であることが確認できるときはこの限りではない。

I. 二輪自動車検査ファイル上の所有者の氏名又は名称及び住所に変更がある場合

- ・その変更の原因を証明できる書面（住民票、戸籍謄本、登記事項証明書等）

II. 二輪自動車検査ファイル上の所有者に変更がある場合

イ 自動車検査証又は自動車検査証返納証明書

- ・原本を提示の上、写しを添付

ロ イの書面を紛失等により提出できない場合、二輪自動車検査ファイル上の所有者の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの。自動車検査証返納後、所有者変更記録を受けた場合はその所有者）

- ・原本を提示の上、写しを添付

ハ 譲渡証明書

- ・原本を提示の上、写しを添付
- ・譲渡人は実印を押印

III. I又はIIによる書面の提出が困難な場合

- ・運輸支局長が、請求者が当該自動車の所有者であると判断できる書面

この場合における判断については、管轄運輸局に相談するなど慎重に取り扱うこととする。

また、検査記録事項等証明書交付請求者又は申請代理人が請求書に記載した氏名及び住所が正しいことを2.の方法により確認の上、交付するものとする。

2. 確認の方法

本人確認は、自動車検査証再交付申請書及び検査記録事項等証明書交付請求書の請求者、申請人欄又は申請代理人欄に記載された者について、次に掲げるいずれかの書面による確認をする方法によるものとする。

- ①運転免許証
- ②被用者保険証、国民健康保険被保険者証
- ③パスポート、在留カード若しくは特別永住者証明書
- ④顔写真付き又は氏名及び住所が確認できる身分証明書

3. 所轄警察署との連携等

1. 及び2. の確認を実施しようとした際に、交付請求（申請）者が確認に応じることを拒否する等その言動等から不審と認めた場合は、警察との協議によりあらかじめ定めておく所轄警察署の担当窓口直ちに通報するとともに、対応方法について相談するものとする。

4. 一般への周知

犯罪の防止等の観点から氏名及び住所が虚偽でないかを確認する旨を記載した書面を、運輸支局又は自動車検査登録事務所の窓口へ備え付け、引き続き一般に周知して理解を求めるものとする。